

入 札 公 告

令和 8 年 8 月 27 日付けで公告した「市道堂垣内広池山線道路改良工事（その 3）」の一般競争入札について、入札公告の一部を次のとおり訂正します。

令和 8 年 9 月 7 日

廿日市市長 松 本 太 郎

訂正の内容

- 1 入札公告の「8 入札参加条件」を次のとおり訂正します。

(訂正後)

8 入札参加条件

(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地 ※ 営業所とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項で許可を受けた廿日市市内の営業所とする。 ※ 主たる営業所とは、8 (1) の業種として建設業許可申請書の「主たる営業所」欄に記載されている廿日市市内の営業所で、かつ、8 (1) の業種として廿日市市競争入札参加資格者として認定されていること。 ※ 委任を受けている営業所とは、8 (1) の業種として建設業許可申請書の「従たる営業所」欄に記載されている廿日市市内の営業所で、かつ、8 (1) の業種として廿日市市内に入札及び契約履行等の委任を受けている営業所が廿日市市競争入札参加資格者として認定されていること。 ※ 主たる営業所（Ⅰ型）、主たる営業所（Ⅲ型）及び委任を受けている営業所（Ⅲ型）とは、廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定に関する事務処理要領（令和 4 年告示第 72 号）第 4 条における区分により認定されたものをいう。 ※ 地域：平成 15 年合併前の旧市の区域内	次のいずれか一つに該当していること。 1 開札日から遡って 1 年以上継続して、廿日市東地域で主たる営業所（Ⅰ型）を有していること。 2 開札日から遡って 3 年以上継続して、廿日市東地域で委任を受けている営業所（Ⅲ型）を有していること。 3 開札日から遡って 1 年以上継続して、廿日市東地域で主たる営業所を有しており、主たる営業所として 10 年以上、競争入札による建設工事請負契約（業種問わず）を廿日市市と締結した実績がある営業所を合併等により引き続き自社の営業所として有した者については、廿日市東地域で主たる営業所を有する者と同等に扱うものとする。 4 開札日から遡って 1 年以上継続して、廿日市東地域で主たる営業所（Ⅲ型）を有していること。
--	---

(訂正前)

8 入札参加条件

(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地 ※ 営業所とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項で許可を受けた廿日市市内の営業所とする。 ※ 主たる営業所とは、8 (1) の業種として建設業許可申請書の「主たる営業所」欄に記載されている廿日市市内の営業所で、かつ、8 (1) の業種として廿日市市競争入札参加資格者として認定されていること。 ※ 委任を受けている営業所とは、8 (1) の業種として建設業許可申請書の「従たる営業所」欄に記載されている廿日市市内の営業所で、かつ、8 (1) の業種として廿日市市内に入札及び契約履行等の委任を受けている営業所が廿日市市競争入札参加資格者として認	次のいずれか一つに該当していること。 1 開札日から遡って 1 年以上継続して、廿日市西地域で主たる営業所（Ⅰ型）を有していること。 2 開札日から遡って 3 年以上継続して、廿日市西地域で委任を受けている営業所（Ⅲ型）を有していること。 3 開札日から遡って 1 年以上継続して、廿日市西地域で主たる営業所を有しており、主たる営業所として 10 年以上、競争入札による建設工事請負契約（業種問わず）を廿日市市と締結した実績がある営業所を合併等により引き続き自社の営業所として有した者については、廿日市西地域で主たる営業所を有する者と同等に扱うものとする。
---	---

定されていること。 ※ 主たる営業所（Ⅰ型）、主たる営業所（Ⅲ型）及び委任を受けている営業所（Ⅲ型）とは、廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定に関する事務処理要領（令和４年告示第 72 号）第 4 条における区分により認定されたものをいう。 ※ 地域：平成 15 年合併前の旧市の区域内	4 開札日から遡って 1 年以上継続して、廿日市西地域で主たる営業所（Ⅲ型）を有していること。
--	--